

今年度はこんな事業でみなさまの健康をサポートします

事業名	実施月	事業の内容
「健保だより」の発行	年2回	健康保険組合の広報誌を発行します。
各種図書・パンフレットの配布	随時	制度改正等のパンフレットを配布します。
ジェネリック医薬品お願いカード	随時	被保険者証発行時に配布します。
医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知	毎月	毎月全受診者に通知します。

情報提供に

病気の予防に

一般健康診査	4・5月	被保険者・40歳以上の被扶養者の方が対象です。 (1人3,000円または8,250円の自己負担…年齢による)
生活習慣病健診	10月	35歳以上の被保険者と被扶養者の方が対象です。 (1人3,000円の自己負担)
子宮頸がん検診・大腸がん検診	10月	35歳以上の被保険者と被扶養者の方が対象です。 (1人500円の自己負担)
前立腺がん検診	10月	50歳以上の被保険者と被扶養者の方が対象です。 (1人500円の自己負担)
短期人間ドック (一泊人間ドック)	随時	35歳以上の被保険者の方が対象です。 (1人30,000円の自己負担)
自動化健診 (一日人間ドック)	随時	35歳以上の被保険者と被扶養者の方が対象です。 (1人15,000円の自己負担) ただし、年度内に35歳になる被保険者の方は自己負担はありません。
特定健診	随時	40歳以上74歳までの被扶養者の方が対象です。
特定保健指導	随時	特定健診をもとに、保健指導を行います。
保健師保健指導事業	随時	健康保険組合連合会岐阜連合会の共同事業です。
生活習慣病セミナー	9月	健康保険組合連合会岐阜連合会の共同事業です。
常備薬および健康食品斡旋	4・10月	家庭用常備薬等を斡旋します。
インフルエンザ予防接種への補助	10月～翌年1月	被保険者と被扶養者の方が対象です。 (1人1,500円を限度に補助) ※接種時満65歳以上の方は支給されません。

体力づくりに 心身の保養に

「健康ウォーク」に参加	10月	健康保険組合連合会岐阜連合会の共同事業です。 ※コロナの影響で内容が変更される可能性あり。
-------------	-----	--

岐阜繊維

健保だより

岐阜繊維健康保険組合 岐阜市三歳町3丁目11番地7 ☎ (058) 254-0171

No.127

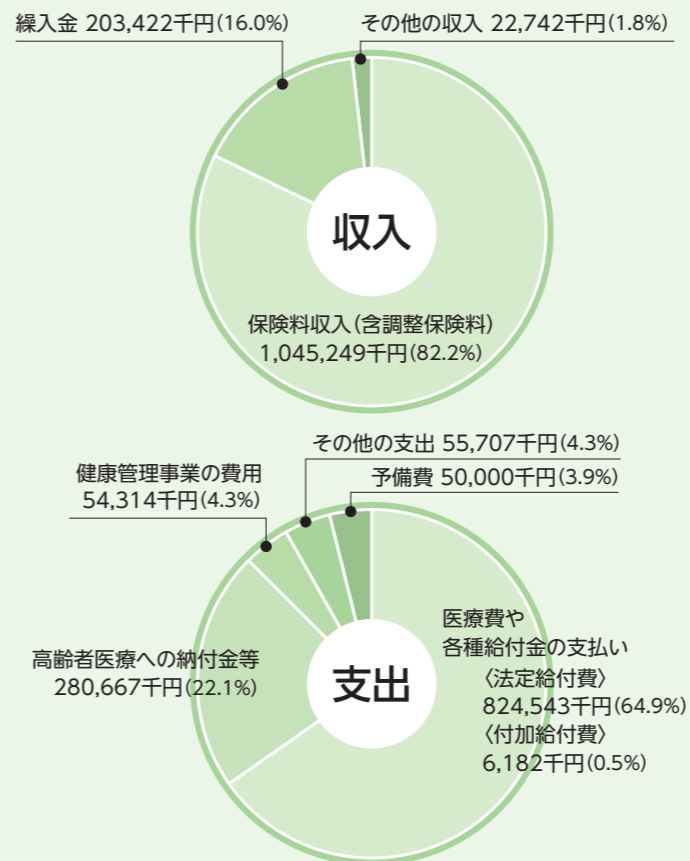
●2022年度予算と事業計画 ●年1回、健診で体の状態をチェックしましょう! ●今年度はこんな事業でみなさまの健康をサポートします

2022年度予算と事業計画が決まりました すこやかな1年をお過ごしください

当健康保険組合の2022年度予算は、総額12億7,141万3千円、1人当たり41万9,608円でみなさまの健康をお守りすることになりました。

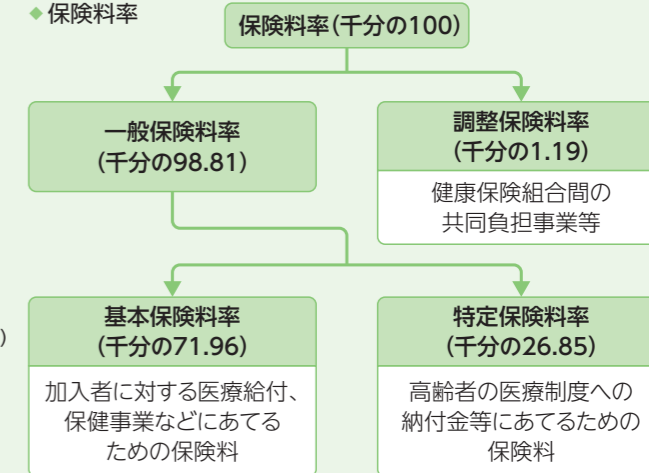
みなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症予防はもちろんのこと、当健康保険組合の各種保健事業(4頁参照)をご活用され、すこやかな1年をお過ごしいただきますようお願いいたします。

健康保険 予算総額…1,271,413千円

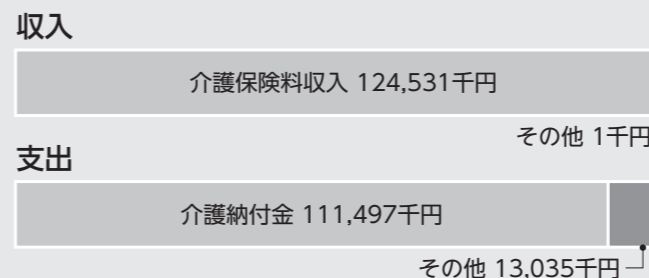


予算の基礎となった数字

- ◆被保険者数 3,030人(男940人 女2,090人)
- ◆平均標準報酬月額 262,000円(男364,047円 女215,435円)
- ◆総標準賞与額(年間合計) 1,020,000千円
- ◆平均年齢 50.63歳(男49.44歳 女51.17歳)
- ◆被扶養者数 1,084人
- ◆扶養率 0.36人
- ◆前期高齢者加入率 11.80%
- ◆保険料率



介護保険 予算総額…124,532千円



予算の基礎となった数字

- ◆介護保険第2号被保険者数 2,190人
- ◆介護保険第2号被保険者たる被保険者数 1,880人
- ◆平均標準報酬月額 280,000円
- ◆総標準賞与額 601,600千円
- ◆介護保険料率 千分の18.0
- 事業主 千分の9.0
- 被保険者 千分の9.0

年1回、健診で体の状態をチェックしましょう!

被扶養者のみなさま、日々忙しく過ごすなか、健診の受診をつい後回しにしていますか?

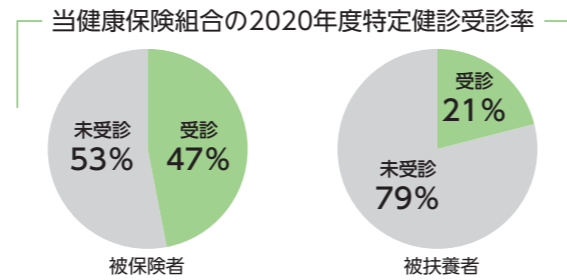
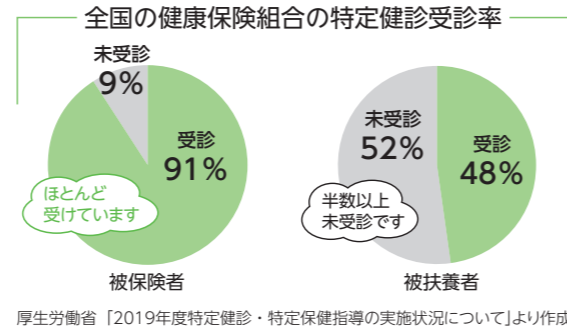
メタボリックシンドローム予防を目的とした40歳以上の方が対象の「特定健診」は、全国の健康保険組合では被保険者は90%以上(当健康保険組合は、47.34%：2020年度)受けているものの、被扶養者の方は50%(当健康保険組合は、20.51%：2020年度)程度にとどまっています。

健診を受診し、体の状態をチェックすることは病気の早期発見やメタボ予防につながり、自分のためだけでなく家族の幸せにもつながります。

健保組合からお知らせが届いたら、さっそく健診の予約を入れましょう。

マイナポータルで特定健診の結果の閲覧が可能に!

政府が運用するオンラインサービス「マイナポータル」で、特定健診の結果が閲覧できるようになりました。健康管理にお役立てください。



特定保健指導のメリットって?

無料で健康になるためのアドバイスが受けられます!

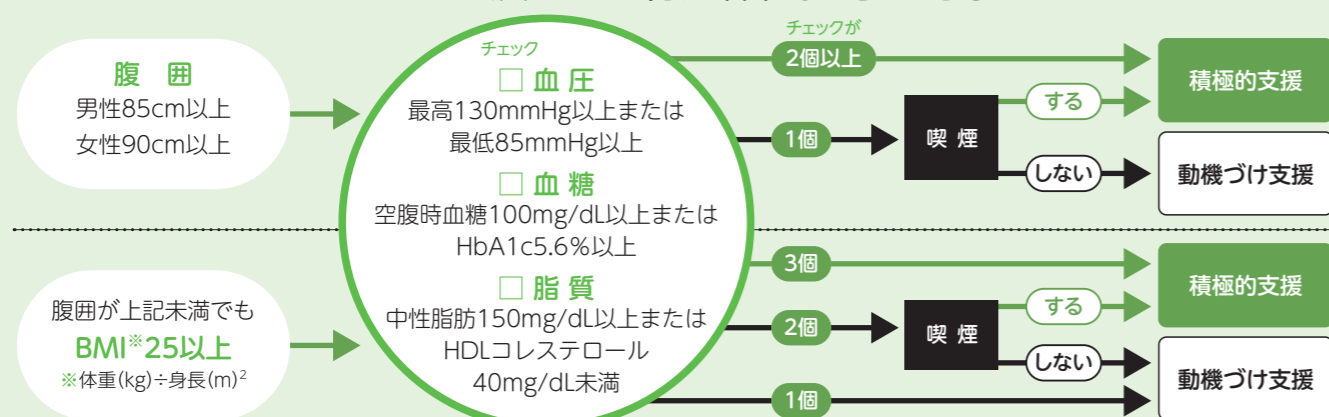
特定健診を受けた40歳以上の方のうち、メタボリックシンドロームのリスクが高い方を対象に、健保組合から「特定保健指導のご案内」をお届けしています。

特定保健指導では、無料で保健師、管理栄養士などの専門家が、その人にあったアドバイスで、健康な状態に導きます。

特定保健指導を受けた人々には、実際に次のような成果が出ています。



こうやって決まる、特定保健指導の対象者



※服薬中の人は特定保健指導の対象外です。また、65~74歳の人は積極的支援に該当しても動機づけ支援となります。

2022年1月1日から

健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されました

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(2021年法律第66号)」により健康保険法等が改正されました。

この改正により2022年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されました。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6ヵ月」になりました

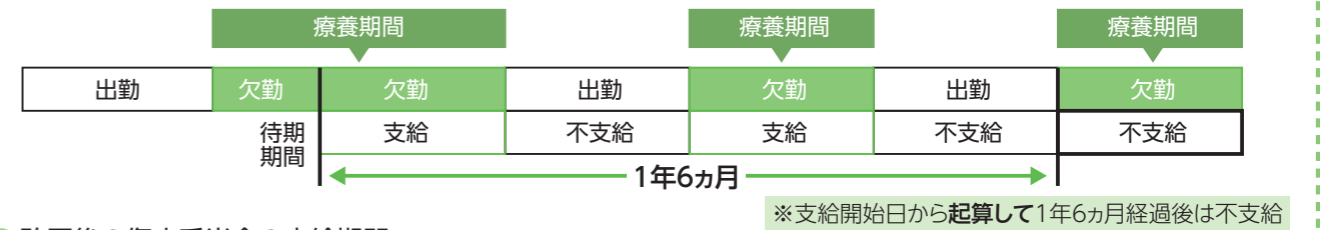
病気やけがで働けないときに支給される傷病手当金の支給期間は1年6ヵ月までです。この支給期間の数は、これまで途中で出勤した日があっても暦上の1年6ヵ月までとなっていたが、支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6ヵ月を超えても、繰り越して支給可能になりました。

● この改正は、2022年1月1日から施行されています

2021年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6ヵ月を経過していない傷病手当金(2020年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)が対象です。

支給期間の考え方

● 今までの傷病手当金の支給期間



● 改正後の傷病手当金の支給期間



任意継続被保険者の改正

● 本人の申請による資格喪失が可能になりました

任意継続被保険者になると任意に脱退することはできませんでしたが、2022年1月1日以降は、被保険者が保険者(健康保険組合)に申請することで脱退できるようになりました。なお、脱退日は申請書が保険者に到着した日の翌月1日となります。

● 任意継続被保険者の標準報酬月額決め方が変更されました

任意継続被保険者の保険料決定のもとになる「標準報酬月額」は、2022年4月1日以降に被保険者資格を喪失した方は、「退職時の標準報酬月額」になりました。

ただし、2022年3月31以前に被保険者資格を喪失した方の「標準報酬月額」は、今までどおり、「退職時の標準報酬月額」と「前年9月30日の全被保険者(当組合)の平均標準報酬月額」の内いずれか「低い額」が適用されます。